

令和6年度 住民税(市民税・県民税)の定額減税について

令和6年度実施予定の住民税からの定額減税についてお知らせします。

○対象者

- 令和6年度住民税に係る合計所得金額が1,805万円
(給与収入のみの場合2,000万円相当)以下の人 ※一部対象外あり

○定額減税額【住民税】

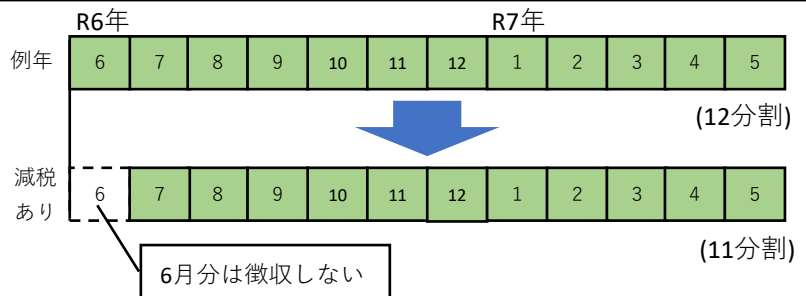
- 本人 : 1万円
- 控除対象配偶者及び扶養親族(国外居住者を除く) : 一人につき1万円

例) 本人【世帯主(夫)】、【被扶養者】妻 + 子(2人) の 4人世帯の場合
 本人 : 1万円
 控除対象配偶者及び扶養親族(3名) : 3万円 計4万円

※住民税に加え令和6年分所得税から、本人:3万円+同一生計配偶者及び扶養親族:一人につき3万円の控除が適用されるため
【住民税:4万円】 + 【所得税:12万円】 の定額減税額となります。

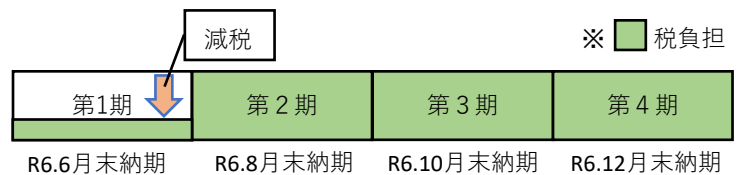
○給与所得に係る特別徴収(給与天引き)【住民税】

- 令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月の11か月でならします。
- 均等割のみの課税者など、定額減税が適用されない方は、例年通りの徴収となります。



○普通徴収(事業所得者等)【住民税】

- 第1期分の税額から控除し、控除しきれない場合は、第2期分以降からの税額から順次控除となります。



○公的年金等に係る所得に係る特別徴収【住民税】

- 令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除となります。
- 税額の変動に伴い、公的年金からの特別徴収が中止になる場合がございます。

